

コンクリート舗装工事の効率化に貢献する技術
(よくある質問および質問に対する考え方)【意見募集に提示されたご意見を加えた改定版】

No.	分類	質問	質問に対する考え方
1	基本的な考え方	対象とする構造物は限定されているのか。そうであれば明示願いたい。	コンクリート舗装工事の範囲であれば、特に特定の構造物に用途は限定はしていません。 なお、諸元表作成にあたっては、いくつかの構造物を想定し、その構造物の建設工事において、当該新技術の特徴を活かし、効率的・効果的に工事を実施できる点などを適切に評価可能な、性能評価項目、評価指標を設ける予定です。
2		事業者(工事の発注者)により、監督・検査などの体制が異なる。事業者の想定はあるのか。あるいは直轄事業での新技術活用が前提と考えてよいのか。	事業者の想定は特にありません。ただし、作成した諸元表は、各地方整備局における工法選定の際に活用することが前提であり、直轄事業に用いることができるものが原則対象となります。 加えて、地方公共団体等において使用することを考えると、監督・検査などの体制に抛らず、安心・確実に利用可能であることが望ましいと考えています。事業者等が限定される場合には、提出資料に明示いただき、その内容等は諸元表に特徴として注記する予定です。
3	一般	対象とならない技術とは、例えばどのようなものか。	例えば、以下の技術は対象となりません。 ①函渠など道路付属物の製造施工方法に関する技術 ②インターロッキングブロック等による舗装技術
4	NETIS登録	「応募する技術は、NETIS登録が完了している技術」とあるが、NETISの内容に「舗装」「現場で施工可能な」等の記載があることが前提となるのか。それとも、NETIS登録が完了している技術であれば、どのような技術であっても申請可能なのか。	NETIS登録時の登録の分野や記載内容は問いません。技術の内容が、今回の対象技術に該当する技術であれば、対象となります。
5		過去にNETIS登録した技術で、現在は掲載期限が切れている技術については応募不可となるのか。	新技術活用システムのテーマ設定型(技術公募)における公募対象となる技術については、NETIS登録技術、またはNETIS登録申請中の技術であることが前提となります。 また、掲載期間を終了した技術も対象とします。なお、掲載期間を終了した技術であることについて明示しますが、それ以外は、同じ取り扱いといたします。 なお、掲載期間が終了した技術について、その後改良された場合には、新技術としてNETIS登録申請は可能であり、その場合は登録申請中の技術として応募願います。
6		応募対象となる技術はNETIS登録が完了していることが基本とあるが、開発中の技術についてはNETIS登録申請に時間的猶予をいただきたい。	新技術活用システムのテーマ設定型(技術公募)における公募対象となる技術は、NETIS登録技術、またはNETIS登録申請中の開発済みの技術であることが応募の要件となっているため、「開発中の技術」については応募することが出来ません。
7		既存技術でも見方や使い方を変えることで効率的な試験方法や評価項目につながると思うが、そのような技術でもNETISへの登録は必要なのか。?	新技術活用システムのテーマ設定型(技術公募)における公募対象となる技術については、NETIS登録技術、またはNETIS登録申請中の技術であることが必要となります。
8		応募技術は、事前のNETIS登録申請、および公表時においてNETIS登録完了となっているが、万が一NETIS登録申請中の技術が申請却下となった場合でも、公表対象としていただきたい。	公表される諸元表への掲載は、NETIS登録されている、あるいは登録期間が終了している技術が対象となります。 NETIS登録が遅れた場合には、登録が完了された後、追加公表することを予定しています。また、登録申請が却下された場合には、諸元表への掲載はできません。

9	公募条件	応募は、「1申請者1技術」としているが、当該技術を開発した企業が工法協会等を設立し、複数社で使用しているため、「複数申請者で1技術」も対象技術としていただきたい。	「1技術に対して、複数の申請者」による申請も受け付けます。新技術の開発に際し、実験、データ取得等で協力した者を企業等に含めることは可能です。 なお、1申請者で複数技術の応募は認めません。社内で最も優れた技術に絞り込み応募願います。 ただし、1申請者が「新設工法」、「補修・修繕工法」の両方にそれぞれ1技術申請することは可能です。
10	申請者など	申請者以外として、応募する複数のグループに協力することは可能か。	複数の申請者が、同一の企業から、同一の部分的な技術、要素技術の提供を受けて、新技術を構築する場合も想定されます。申請者以外であれば、そのような申請を原則認めることとします。 なお、すべての要素技術が同じ(名称だけが異なる)は、新技術とは認められません。(知的財産権の取り扱い等については留意してください。)
11		応募は、「1申請者1技術」とあるが、複数の要素技術を新たに開発したので、応募条件を1つのみではなく「複数申請を可能」としていただきたい。	評価結果の公正性確保の観点から、同一の指標に対して1申請者による複数技術の応募は認められないため、1申請者1技術としています。 ただし、1申請者が「新設工法」、「補修・修繕工法」の両方にそれぞれ1技術申請することは可能です。 なお、1申請者が「位置制御技術」、「舗設精度の向上」「コンクリートの耐久性向上」などの中から、複数の新技術を開発された場合には、それぞれの要素技術を最適な状態で組み合わせ、パッケージとして、1つにまとめたものを1件として応募願います。
12	申請者、技術 補足	3次元レーザー計測器による舗設機械制御や出来形管理など、新技術確立のために有用な要素技術(部分的技術)での応募はできないのか。	個々の要素技術だけでの応募は対象といたしません。施工技術などとパッケージ化して応募願います。
13		複数の要素技術(部分的技術)を登録することは可能か。例えば、トンネル内と一般部で別々の位置や出来形などを計測するシステムを使用する場合などは可能か。	原則的には、各要素最も望ましいと考えられる要素技術の一つに絞り込み申請願います。ただし、施工条件により明確に2つの要素技術を使い分ける必要があるのであれば、使い分ける条件等を明示し、そのように登録することは可能です。不明な点は、お問い合わせください。
14	応募技術の分類	応募技術の分類(開発者側での分類)欄を設けた理由、目的等は何か。	いわゆる人力施工・機械施工の双方のコンクリート舗装の新設工法および補修・修繕工法が対象であり、様々な工法が応募されることが予想されます。また、それぞれの分類ごと、諸元表として整理すべき内容が大きく異なり、応募者、事務局双方が当該技術の分類を一致させることにより、応募段階並びに事後のヒアリング段階で、どのような内容の資料を用意いただくか等明確にし、円滑な事務処理を行うため、応募時に自己申告していただくこととしました。右端の『資料提出対象技術』の欄を参照してください。 なお、現時点では、効率性などの項目は応募時ではなく、事後のヒアリング時に条件等確認の上、提出いただくことを想定しています。
15	施工条件、自由度など	舗装工事は夜間に実施する場合も多いが、夜間でも実施可能な方法である必要はあるのか。	夜間施工は、必須の条件とはしません。特徴を示す1要素として、可能である場合には諸元表に記載していただく予定です。
16		施工方法の「人力施工に該当する技術」と「コンクリート舗設機械を用いる技術」に関して、「人力施工」および「機械施工」の定義はどう考えれば良いか。	ここでは、「人力施工」、「機械施工」を以下のように定義しています。 1) 人力施工: 2) 以外の、運搬機械等用いる工法、プレキャスト版を用いる工法、その他のコンクリートの敷き均し方法による打設を行う工法 2) 機械施工: コンクリートフィニッシャ、スリップフォームペーパー等の施工機械により施工する工法
17		「舗装の構造に関する技術基準について」とは異なる設計法を用いる場合には、その設計法の概要および、どの程度薄く(厚く)なるのか、また、なぜ鉄網が不要(必要)なのか設計試算例等を添付することを求めるべきではないか。	「舗装の構造に関する技術基準について」とは異なる設計法を用いる場合には、その設計法の概略について説明する資料の提出を求めます。その際、工事の効率化に貢献する技術であることを説明する資料を提出してください。

18		同一車線コンクリート供給は必須か。	必須とはいたしません。ただし、特徴を示す要素の一つとして、可能である場合には諸元表に記載する予定です。	
19		材料の供給体制(複数の生コン工場からの材料供給等)の効率化も評価の対象となるのか。	材料の供給(同一の生コン工場)等は、諸元表の項目としては取り扱わないものとします。	
20		トンネル内で施工可能であることは必須か。	必須とはいたしません。ただし、特徴を示す要素の一つとして、可能である場合には諸元表に記載する予定です。	
21		「多車線同時施工」などは評価してもらえるのか。	特徴を示す要素の一つとして、可能である場合には諸元表に記載する予定です。	
22	比較方法等	提出された資料について、審査は行うのか。	審査、厳密な意味での評価、応募された技術同士の優劣の比較などは行いません。 ただし、提出された資料に記載された内容について、「技術の成立性」、「他の類似技術についての既知の事実や、経験に基づく技術面での妥当性」の面から、評価WGメンバー等の有識者の見解を求めることがあります。その結果によっては、追加で資料の提出や説明を求めることもあります。	
23		比較対象となる従来技術は、どのようなものと比較するのか。	新設工法については、従来工法(型枠を設置し、舗設機械の舗設面の仕上がり制御するため、測量によりちょう張りを設けて行うケース)と比較することを想定しています。 補修・修繕工法については、コンクリート舗装版の打ち替え工法と比較することを想定しています。	
24		舗設のスピードは変わらないが、効率性については何を比較するのか。	現場における、位置特定のための測量やちょう張りなどの準備作業から舗設、養生終了までの一連の舗装工事全体を比較して、特徴を整理する予定です。	
25		新技術がコンクリートを供給する技術であっても申請可能となるのか。また、公募の対象となる場合、比較の対象とする従来技術は、かならず「型枠を用いるセメントコンクリート舗装の従来工法(以下、型枠を用いる従来工法)」となるのか。	「打設、養生等を含む一連の施工プロセス全体」として登録いただけるものであれば、対象となります。 比較対象は、「新設工法」では「型枠を用いる従来工法」、「補修・修繕工法」であれば、「舗装版打ち替え工法」を基本とします。 これら技術に代わる工法を比較対象とする場合は、資料提出時にその旨記載願います。	
26		各分類における全ての評価項目に対し確認するための資料が必要となるのか。もしくは、開発した新技術に該当する評価項目に対してのみ確認するための資料を申請することになるのか。	該当する性能項目について、登録されない場合には、資料を提出する必要はありません。また、今回新設工法と補修・修繕工法に分けて項目を提示しており、登録する工法以外の工法に関する項目については提出不要です。	
27		経済性等の比較の際の条件はどのように実施するのか。	意見募集した際に、特段のご意見がありませんでしたことから、公募の際に各応募者から登録いただいた実績規模の中から、各技術が共通して保有する実績など可能な施工規模等の条件の中から、各技術の特徴を引き出せる条件等を今後設定し、通知することを予定しています。	
28		比較のための試験の実施等猶予をもらいたい。	応募時点で開発済みの新技術を対象としており、特定の応募者だけに対して、資料提出の猶予等を設ける予定はありません。 なお、個別の資料の提出時期・方法については、改めて提示させていただく予定です。	
29		その他	『特許・実用新案』などの取り扱いについて。	『特許・実用新案』等があれば、その内容について記載してください。
30			『第三者評価・表彰等』として記載する対象について。	『第三者評価・表彰等』があれば、その内容について記載してください。
31			実施件数等では、どの程度まで記載する必要があるのか。	特に制約はありません。情報として提供いただける範囲で構いませんので、その内容について記載してください。